

○阿南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和7年9月30日

阿南市条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、府令（府令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（次条及び第5条に定める基準に係るものを除く。）のとおりとする。

(職員)

第4条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士を置かなければならない。

2 前項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する保育士は、全員が専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるときは、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものを1人とすることができる。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉法施行条例（平成12年徳島県条例第19号）（保育所に係るものに限る。）

(2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年徳島県条例第83号）

(3) 家庭的保育事業等を行う事業所 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年阿南市条例第34号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。